

株式会社のもと デイサービス綾部山荘 通所介護 運営規程

<事業の目的>

第1条 株式会社のもと が開設する デイサービス綾部山荘 通所介護事業(以下「事業所」という)が行う通所介護事業の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために 人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者(以下「介護職員等」という)が要介護状態にある高齢者(以下「要介護者等」という)に対し、適正な通所介護事業を提供することを目的とする。

<運営の方針>

第2条 事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ 自立した日常生活が出来るよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

二 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

<事業所の名称>

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は 次の通りとする。

- 一 名称 株式会社のもと デイサービス綾部山荘
- 二 所在地 兵庫県たつの市御津町黒崎 1658-1

<従業者の職種、員数及び職務内容>

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、人員及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名(常勤)
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 生活相談員(常勤)1名
看護職員 看護師1名(常勤 機能訓練指導員を兼務する)
機能訓練指導員 看護師1名(常勤 看護師を兼務する)
介護職員(常勤1名 非常勤3名)
従業者は、通所介護事業の提供に当たる。

<営業日及び営業時間>

第5条 デイサービスの営業日及び営業時間等は 次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日 とする。ただし 国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
サービス利用用時間 午前9時20分から午後4時30分。

<利用定員>

第6条 利用定員は35名とする。 ただし土曜日は10名 (土曜日は機能訓練無し)

<通所介護の内容>

第7条 通所介護事業の内容は次の通りとする。

- 一 生活指導(相談援助等)
- 二 機能訓練(日常動作訓練)
- 三 介護サービス(レクリエーションを含む)
- 四 介護方法の指導(家族介護者教室)
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎サービス
- 七 給食サービス
- 八 入浴サービス
- 九 その他利用者に対する便宜の提供

<利用料等>

第8条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は 介護報酬告示上の額とし 当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一 次条に規程する通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用として 1キロメートルごとに20円を実費として徴収する。

二 食材料費として900円を実費として徴収する。

三 おむつ代として100円 紙パット代として50円を実費として徴収する。

四 前3項目の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して 事前に文書で説明をした上で 支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

五 その他 指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要なものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費を徴収する。

<通常の事業実施地域>

第9条 通常の事業実施地域は たつの市御津町・揖保川町、揖保郡太子町、姫路市網干区、余部区、大津区、勝原区、広畑区とする。

<サービスの利用にあたっての留意事項>

第10条 利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には 次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。

二 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

<緊急時における対応方法>

第11条 従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は 速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

<非常災害対策>

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、デイサービスはこの計画に基づき、年1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

<虐待防止に関する事項>

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため 次の措置を講ずるものとする。

一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

三 その虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に 当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに これを市町村に通報するものとする。

※3 その他虐待防止のために必要な措置の具体例

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- ・成年後見人制度の利用支援
- ・介護相談員の受入れ

<その他の運営に関する重要事項>

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図る為の研修の機会を次ぎのとおり 設けるものとし 又業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 法令に定められた内容・回数以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者で無くなった後においても これらの秘密を保持すべき旨を 従業者雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は 株式会社のもと と デイサービス綾部山荘の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成16年 8月11日から施行する。
- この規程は、平成16年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年 1月18日から施行する。
- この規程は、平成18年 1月23日から施行する。
- この規程は、平成18年 6月23日から施行する。
- この規程は、平成22年 1月 4日から施行する。
- この規程は、平成25年 6月21日から施行する。
- この規程は、平成25年12月 7日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和2年 3月 1日から施行する。
- この規程は、令和5年 3月 21日から施行する。
- この規程は、令和6年 3月 1日から施行する。
- この規程は、令和6年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和8年 3月 1日から施行する。

第8条の利用料等については、別紙のとおりとする。

